

青森中央学院大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

青森中央学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、青森中央学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神をもとに具体的かつ明確に示され、簡潔に文章化されている。

大学の使命・目的を踏まえ、「地域貢献、国際化対応、少人数教育」を大学の個性・特色とするとともに、学校法人青森田中学園創立 70 周年を迎え、大学として取組むべき目標等を盛り込んだ「学校法人青森田中学園中期経営計画」を策定し、同計画の達成に向けた年度計画が企画・実施されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、多様な入学者選抜により、大学全体として概ね定員を充足している。

教育課程については、教育目的等を踏まえたカリキュラムポリシーを明確にし、コモンベーシックス、人間探究科目、専門科目の各群が体系的に編成されている。

教授方法の改善を組織的に行う FD(Faculty Development)委員会を設け、教員を対象にワークショップの開催など教育力向上を図るとともに、学生の主体的学びを推進するためのアクティブ・ラーニング室等を整備している。

留学生に対し、日本人学生のチューターによる学修支援など手厚い対応が行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の使命・目的等の達成に向けて、寄附行為や関係諸規則に基づき、適正な管理・運営が行われるとともに、中期経営計画に即して毎年度の予算編成、年度計画等が策定されている。

理事会における機動的、戦略的意思決定を行うための体制として、理事長、学園長、学長、学部長、法人本部長等で構成する大学経営会議を設置し、審議の迅速化を図っている。

財務については、中長期的な観点から財務計画を策定し、収支バランスを保ちながら安定した状況で推移し、会計処理等も適正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

学長、各種委員会委員長、事務局長等で構成する自己点検・評価委員会を設置するとともに、平成 27(2015)年度から共通の枠組みによる事業計画チェックリストをもとに、点検・評価が行われている。その結果について、自己点検・評価委員会において系統的に検証を行い、次年度の事業目標・計画に反映させている。自己点検・評価等の結果は、教職員及び社会への周知がされている。

総じて、建学の精神に基づいて使命・目的を明確にするとともに、具体的な教育目的に沿った三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を明確にし、教育研究活動が展開されている。学修と教授の取組みについては、体系的な教育課程が編成されるとともに、教授方法の改善等も行われている。また、経営・管理と財務については、適切な仕組みのもと運営がなされ、自己点検・評価も実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流・連携」「基準 B.地域社会との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」をもとに、その使命・目的を大学学則上に具体化するとともに、簡潔に文章化している。また、大学院及び学部ごとの教育目的についても学則上に定め、公表している。加えて、教育方針も明確に定めている。

学生便覧等に建学の精神を掲載し、解説文を載せるなど支持と理解を得るための工夫がなされている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的等を達成するため、「地域貢献、国際化対応、少人数教育」を大学の特色として教育研究を展開している。また、大学の使命・目的は、学校教育法第 83 条で定める大学の目的に適合している。

大学の使命・目的等が社会情勢の変化に対応しているか適宜点検し、多様な人材養成のための特別養成プログラムを設けるなど、三つの方針にのっとり教育課程の改編が行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等については、学部教授会や研究科委員会の議を経るとともに、理事会における審議・承認を得るなど、役員及び教職員の理解と支持を得ている。策定された使命・目的等は、ホームページ、学校案内等により学内外に周知されている。

建学の精神や使命・目的等を踏まえ、学校法人が目指すべき方向、目標等を定めた「学校法人青森田中学園中期経営計画(平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度)」が策定され、同計画達成に向けて年度計画が立てられている。

使命・目的等に基づき育成すべき人材像を明確に定め、この目的を実践するための三つの方針が定められている。加えて、使命・目的等を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを学部ごとに定め、高校生、保護者、高等学校に周知している。さまざまな入学者選抜方法を設け、学生の獲得に努力をしている。

入学者選抜試験の実施要項、合否判定は各学部の入試広報委員会が原案を作成し、大学経営会議及び教授会で審議し、学長が決定するという体制で公正に実施している。留学生の入試については「国際交流小委員会」が運営の統括を行い、大学経営会議及び教授会で審議し、学長が合否判定の決定をしており、公正に行われている。また、入試問題は、学内に入試問題作成担当者会議を設け、大学独自で作成している。

平成 26(2014)年度に経営法学部の入学定員の変更及び教育課程の改編を行い、その結果、平成 27(2015)年度以降は大学全体として入学定員充足率が向上している。

【優れた点】

○入学前学習プログラムにおいて、入学予定者へ新聞記事を題材としたレポート課題、専門科目を学ぶために必要な基本的な知識を問う大学独自に作成した問題を与え、回答のフィードバックを行い、入学後のリメディアル教育につなげている点は評価できる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を達成するため、学部ごとにディプロマポリシーを定め、同ポリシーをもとにカリキュラムポリシーを明確化し、学生便覧、ホームページ等で学内外に周知している。さらに、カリキュラムポリシーに基づき、「コモンベシックス」「人間探究科目」「専門科目」の三つの科目群からなる教育課程を体系的に編成している。

教授方法の改善を目的に FD 委員会を設け、教員を対象とするワークショップを開催するなど教育力向上を図っている。また、少人数教育の実践形として「問題解決型学習」という新たな学修方法に取り組んでいる。

単位制度の趣旨等を踏まえ、履修登録単位数の上限を設定するとともに、年間を通じて計画的な履修を行うよう学生を指導している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

全教員がオフィスアワーを設定し、学生に周知している。また、学生の学修支援及び授業支援については、教員と職員で構成される学務委員会を中心に、支援方針・計画等が企画立案されている。

出席管理端末を活用して出席率の低い学生の早期発見に努め、単位修得状況が芳しくない学生については、学務委員会及び学習支援センターが支援し、その対応・結果等を教授会に報告している。

授業評価に対する教員の回答はポータルサイトを使い公開されている。また、学生からの成績異議申立て、それに対する回答もポータルサイトを活用している。

【優れた点】

○留学生支援として、日本人学生の1年生がサポーター、2年生以降はチューターとなり留学生への学修や日本文化の理解への支援を行っており、その結果、日本人学生側においても海外への関心が高まるといった効果が見られ、評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級、卒業及び修了認定の基準が学則及び学生便覧に明確に定められ、公平かつ厳正に単位認定、卒業及び修了を認定している。

成績評価基準については、学則に規定するとともに、シラバスに明記している。また、成績評価の段階を8段階に細かく区分し、学修成果の把握、学修支援に活用するとともに、特待生選抜の根拠としている。

大学院においては、修士論文の作成過程において3回の発表機会を設けており、研究の進捗状況が把握できるシステムとしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

経営法学部において、必修科目として「キャリアプランニング」を設け、実践的な内容を教育している。

キャリア支援センター及びキャリア支援委員会は就職のための模擬試験や小論文対策、

筆記試験対策、全学生を対象とした個人面談等、外部の専門家や課題解決型プログラムなどを活用した手厚いキャリア支援を展開している。また、学生個人ごとのカルテを作成し、個人の希望に応じた就職支援活動を行うなど、入学時からの継続的なキャリア支援を行っており、その結果として、高い就職率を達成している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価のために、授業改善アンケートや学習成果等アンケート調査、資格取得状況等の把握が定期的に行われている。授業評価は、学期途中でも行われ早期の授業改善に利用されている。「FD ネットワークつばさ」に加盟し、FD の推進や授業改善を他大学と連携しながら進めている。授業改善や学習成果等アンケートは、「FD ネットワークつばさ」と同じフォーマットの用紙で実施されており、他大学との比較結果を踏まえて授業改善が行われている。

授業改善アンケートの結果は、FD 委員会で検討された後、教員にフィードバックされている。学習成果等アンケートの結果も、委員会で検討されカリキュラムや教育方法の改善に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学習支援センター、学生相談室及び健康管理室を設け、全学生の学修、学生生活に関連する情報を一元管理して学生の指導、支援に生かすなどきめ細かい学生サービスが提供されている。特に就学継続上問題を抱える「要支援学生」に対しては、関連部門が連携して適切な対応がとれる体制が構築されている。成績優秀者や私費留学生などには、大学独自の授業料減免制度が設けられている。平成 26(2014)年度より「学生プロジェクト支援制度」が設けられ、学生の主体的な活動の支援・助成が積極的になされている。

学生の健康相談や心的支援のために、学生相談室には臨床心理士が置かれ、健康管理室・学習支援センターの教職員が一体となり支援する体制がとられている。学生相談室やゼミ等担当教員から、また「学生満足度調査」を通して学生からの意見や要望をくみ上げると

ともに、各種委員会を通じて学生サービスを改善する体制も整備されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要とされる教員数は確保されており、教育課程を運営し教育目的を達成するために適切に配置されている。教員の年齢構成もほぼバランスがとれている。教員の採用・任用は、「青森中央学院大学人事委員会規程」に基づき適切に行われており、採用は公募制を基本として実施されている。

FD 活動は組織的に行われており、授業改善アンケートの結果は教員にフィードバックされ、授業改善に取り組む仕組みが作られている。教養教育については、両学部の学務委員会で検討し整備・実施されている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な校地、校舎、講義・実習室、図書館が整備されており、充実した学修環境が整えられている。学生の主体的な学修を促進するために、アクティブ・ラーニング室やラーニング・コモンズも新たに設置されている。教室でのパソコンの利用や Wi-Fi 環境の整備、図書館でのパソコンの貸出など、学修のための IT 設備は整えられている。図書館は、必要な学術情報資料を備えており、ミッションステートメントを実現すべく充実したサービスを提供する体制や利用を促進するための仕組みも整えられている。

耐震化やバリアフリーなどの施設・設備の安全性も確保されている。「少人数教育」が教育の特色となっており、必修科目、専門演習等の科目ではほぼ少人数クラスで実施されている。しかし、多人数クラスもみられることから適切なクラスサイズの管理を期待したい。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

就業規則において、教職員の服務上の心得等を規定するとともに、法令等の趣旨に沿った組織編制や諸規則を整備している。また、使命・目的を達成するため「中期経営計画」を作成するとともに、「学園重点項目」を明確化し、これをもとに事業計画が策定されている。

寄附行為、学則等諸規則は学校教育法、私立学校法、設置基準等に準拠し、教職員はこれら諸規則、関係法令を遵守している。

自然エネルギーの活用等環境に配慮するとともに、ハラスメントの防止等、人権にも配慮している。また、危機管理規程、防災規程を定めるとともに、危機管理基本マニュアル等を作成している。

教育情報及び財務情報については、ホームページ等で広く公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会は法人業務の最終的な意思決定機関として位置付けられ、法令等に準拠し適切に運営されている。理事会は定期的開催されるほか、必要に応じ理事長が招集し、平成27(2015)年度は6回開催されている。

理事会において、機動的、戦略的意思決定ができる体制を整えるため、理事長、学園長、学長、学部長、研究科長、法人本部長等で構成する大学経営会議が設置され、理事会における審議の迅速化を図っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定機関として、大学経営会議、部局長会議、教授会、研究科委員会が設置されている。大学経営会議は理事長が議長となり、学部学科の設置及び改廃、教職員人事の方針、学生定員及び入学者選抜の方針等、経営に関する重要事項について審議している。また、部局長会議は学長が議長となり、教育課程、学生の入学、学位授与等、大学運営に関し連絡調整等を行っている。

学長のリーダーシップを発揮できるよう学長補佐を配置している。また、学長が教授会に意見を聞くことを必要とする事項については、学部教授会規程に規定されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長、研究科長、事務局長が理事会構成メンバーであり、理事会の意思決定が大学運営に反映されるとともに、大学の運営方針が理事会において審議されるなど、法人と大学の各管理機関が相互にチェックする体制を整備し、適切に機能している。

監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務や財産の状況を把握し、必要に応じて意見を述べている。

評議員会の出席率は高く、適切な運営が行われている。

学長は大学運営に関し、教職員や各種委員会からの意見等を踏まえ、理事会に提案するなどリーダーシップを発揮するとともに、教職員の提案をくみ上げて運営改善に反映させている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人青森田中学園組織規程」により事務組織が編制され、専任の職員をそれぞれの部署に配置している。SD(Staff Development)プロジェクトを設置し、職員の資質向上と能力向上のためSDマップを定め、全職員を対象に年2回のSD研修会を実施している。また、管理職SD研修会を実施し職階に応じた研修の機会を用意している。併設の短期大学と連携し、学校法人全体で権限の適切な配分と責任の明確化を図った組織編制を行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な観点から財務計画を策定している。具体的には、平成26(2014)年度の看護学部設置に当たり計画的な基本金組入れを行い、借入れを行わずに校舎の増設等整備を行っている。事業活動収支差額比率(新会計基準)は高い比率で推移するなど、収入と支出のバランスが保たれている。自己資金構成比率も全国平均を超え安定した財政状況である。外部資金の獲得について、科学研究費助成事業の獲得件数を年々増加させている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準や経理規程等に基づき、適正な会計処理が行われている。予算の執行に当たっては各課長が予算と照合した上で教職員が稟議書や支払伺いを提出し、事務局長を経て理事長が承認している。補正予算が必要となった場合、定められた諸手続きに基づき審議・決定を行っている。

公認会計士による監査が毎年度定期的に行われ、会計帳簿等の確認や不明点の相談など

を実施している。監事は理事会、評議員会で不明な点について質問し、業務状況を把握した上で監事としての意見を述べている。期中及び予算の編成についても適正に監査が実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学学則第 2 条に、自己点検・評価及びその結果を公表することが規定されている。

「自己点検・評価委員会規程」のもと、学長のリーダーシップで教学と事務局からなる構成員が中心となり、各担当部署が協力する自主的・自律的な自己点検と評価する体制を構築している。

日本高等教育評価機構の認証評価を平成 21(2009)年度に実施し、中間期に当たる平成 24(2012)年度には経営法学部の自己点検・評価を行い、次年度の教育活動を改めるなど、自己点検・評価を適切に行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度から事業活動の点検・評価のための様式を統一化し、共通の枠組みによる点検・評価を可能としている。平成 26(2014)年度から、大学の諸活動に関する情報の収集と分析等を行うため、各担当部署の職員で構成される IR(Institutional Research)プロジェクトを設置している。また、「授業改善アンケート」「学習成果等アンケート」「学生満足度アンケート」などを集計・分析し、エビデンスとして自己点検・評価に活用している。

各部署で資料収集とデータ分析、各種議事録の整理等を日常的に実施している。

自己点検評価書は教職員に配付するとともに「自己点検評価書」「評価報告書」をホームページで公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果について、大学経営会議、部局長会議、教授会等に報告され、指摘された事項は各担当部署で検討の上学部長・各センター長の責任において具体的な対応を行い、教育・研究及び大学運営の向上につなげている。各担当部署で作成した「事業計画チェックリスト」の点検・評価を「自己点検・評価委員会」で系統的に検証し、次年度の事業目標と事業計画に反映させる体制を構築しており、PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流・連携

A-1 海外留学プログラムの発展性

A-1-① 海外留学プログラムの充実

A-1-② 特色ある海外留学プログラムの位置づけ及びその有効性

A-2 留学生受け入れプログラムの発展性

A-2-① 留学生受け入れプログラムの充実

A-2-② 受け入れ学生への支援体制の充実化

A-3 国際交流の促進および支援・実施体制

A-3-① 実施体制の有用性と業務の効率化

A-3-② 学生相談、指導、支援体制の適切性

A-3-③ 異文化交流の促進

【概評】

「国際社会の発展に貢献する人材の養成」という教育理念のもと、海外留学プログラムの充実化が推進されている。留学プログラムが追加され、留学先でボランティアやインターンシップを経験するプログラムも行われるなど、グローバル社会で主体的、能動的に活動できる人材の育成が行われている。平成 27(2015)年度の派遣実績はあまり多くはなく、

今後「国際性を養う教育」を低学年より増やすなど派遣者数の増加を期待したい。

開学時より外国教育機関と協定を結び、外国人留学生の受入れに注力している。受入れ留学生の支援体制は充実しており、日本語の習熟度に応じた日本語教育を行うために7レベルからなる日本語教育が用意されている。留学生は、全員が入学から卒業（修了）まで学生寮に入ることができ、寮費の減免支援も受けている。

国際交流センターは、明確な基本理念のもと十分なスタッフを擁し、法人、大学の中核メンバーの参加も得ながら国際交流課と連携して多彩な国際交流活動を推進している。また、海外にもアジア地域を中心に国際交流活動を支援するスタッフを配置し、大学の情報発信や教育機関との連携事業を行っている。同センターと国際交流課は、相談会やガイダンス、語学力向上講座、奨学金などの経済的支援、留学報告会など多岐にわたる支援策を提供している。

異文化交流が多面的に展開されているのも特色であり、国際交流サークル「FSA」を通じた外国人留学生と日本人学生の交流、「青森サポーター事業」などの地域交流、青森市内の教育機関への留学生派遣、さらに海外同窓会を設立して卒業生との交流が実施されている。

基準B. 地域社会との連携

B-1 地域社会との連携に対する指針

B-1-① 大学の地域連携活動の目的や具体的方針が定められているか

B-2 大学の地域連携活動を担う組織体制について

B-2-① 大学の地域連携活動が適切に実施されているか

【概評】

「産学官連携ポリシー」を定めるとともに、平成26(2014)年度には法人と地域との橋渡しをする「地域連携センター」を設置することで、地域貢献活動を法人の社会的使命として明確に位置付け、また実施体制を構築している。

「地域連携センター」「地域社会活動委員会」「地域マネジメント研究所」の各機関の役割と活動が明確に規定され、着実に活動をしている。また、「地域連携センター」は教育・研究と地域社会をつなぐ機関として位置付けられている。

「地域連携センター」は青森市、むつ市、青森商工会議所等と連携協定を締結し、地域課題に関する課題解決型事業等に取組んでいる。

「地域社会活動委員会」が中心となり、公開講座、地域教育機関等への出前講座、留学生による語学教室等を行っている。また、公開講座を多数開催し、市民に開かれた大学としての役割を担っている。

「地域マネジメント研究所」は、地域と連携しながら地域課題解決のための調査・研究等を実施している。それぞれの役割を明確にした組織のもと、多種多様の連携活動が効果的に実施されている。